

レジ袋有料化に関する協定調印式

10月1日から新たにレジ袋有料化の取り組みを始めるマックスバリュ(株)永江団地店と菊池地域農業協同組合さくちのまんま合志店と、8月30日に協定調印式を行ないました。

レジ袋は石油を原料としているため、これを減らすことは地球温暖化防止やごみの減量につながります。

「レジ袋はもらわん！」を合言葉にマイバッグ持参率80%以上を目指して取り組みを進めていきますので、ご協力をお願いします。

レジ袋有料化事業所

- ・(株)熊本ハローデイ菊南店
- ・(株)マルキョウ合志店
- ・コブ熊本学校生活協同組合合志店
- ・熊本生鮮市場みずき台店
- ・マックスバリュ(株)永江団地店
- ・菊池地域農業協同組合さくちのまんま合志店



マイバッグキャンペーン

レジ袋の削減に向け、県では10月の1カ月間「マイバッグキャンペーン」を実施します。

期間中は、一斉行動参加店で、レジ袋の無料配布中止(有料化)、「レジ袋は必要ですか」との声かけ、ポスターの掲示などにより、マイバッグ持参運動を展開します。一斉行動参加店は県のホームページに掲載しています。

▼問い合わせ先 県廃棄物対策課
☎(333) 2277

燃やすごみの量をお知らせします

7月の燃やすごみ搬入量は、6月搬入量および前年の同月より増加していました。ごみの量が増加すると処理費などの負担が増えてまいります。小さな取り組みでも皆さんの協力があれば、ごみは減量することができます。

家庭から出る燃やすごみの量	単位: kg		
	7月分	前月比	前年比
ごみ排出量	870,250	+52,780	+79,490
1世帯当たりのごみ排出量	40.86	+2.29	+2.93
1人当たりのごみ排出量	15.24	+0.86	+1.14

※ごみ排出量については、東部清掃工場に収集車で搬入されるごみと直接搬入されるごみの量です。可燃性粗大ごみは含んでいません。

ごみ減量のポイント!

新聞・雑誌・缶・ビン・ダンボールなどの資源物は地域の集団回収(廃品回収)に協力しましょう。ごみを減らし、資源を活用した地域社会の活性化につながります。



10月1日施行 障害者虐待防止法が施行されました

問い合わせ先 福祉課 障がい福祉班
(西合志庁舎) ☎(242) 1149

障害者虐待防止法(「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」)は、虐待によって障害者の権利や尊厳がおりやかされることを防ぐ法律です。身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)などのある人で、障害や社会的障壁によって、日常生活または社会生活に相当な制限を受けている人が対象となります。

【障害者虐待の種類】

- (1) 障害者虐待防止法では、虐待を次の3種類に分けています。
- (2) 養護者による障害者虐待
- (3) 障害福祉施設従事者等による障害者虐待

【通報義務】

障害者虐待に気づいた人には、市町村の窓口への通報義務があります。地域ぐるみの早めの対応や支援が、問題の早期解決にもつながりますので、ご協力をお願いします。

人権よもやま話

秋号



人権擁護委員
上村久枝

私たち人権擁護委員の活動には大きく相談活動と啓発活動があります。また、市内だけでなく熊本地方、法務局阿蘇大津支局管内、特に西原村・大津町・菊陽町・合志市の委員は啓発活動においては協力して活動しています。全員が3つの部会(子ども人権部会・男女共同参画社会推進部会・社会福祉部会)に分かれ、私は子ども人権部会に所属しています。

7月27日は西原村の保育園の要請を受けて、人権出前教室に出かけました。前半は、年長組(53人)では「よっちゃんの不思議なクレヨン」と、年中組(63人)では、「勇氣あるホタルととべないホタル」という、それぞれ年齢にあった人権感覚を養うにふさわしい15分程度のビデオを視聴し、感想や意見などを出し合いました。

後半は、一緒にホールに集合し、人権啓発キャラクターの人KENもある君とあゆみちゃんも登場し交流しました。この集会のために作られた替え歌「なかよくするのは楽しいな」というテーマソングを元気に全員で歌って集会が始まりました。質問したり写真を撮ったりと、あっという間に時間が過ぎました。

昨年、市では初めて、合生文化会館で行なわれた子ども会の集まりで「白い魚とサメの子」の紙芝居を利用して出前教室を行いました。また、社会福祉部会は、あるデイサービス施設でビデオを視聴後、意見交換と交流をしました。

法務局阿蘇大津支局と市の人権啓発教育課には、人権啓発に関するビデオやDVD、紙芝居など教材がそろえてあります。要請があれば出前講座に出かけます。まず、法務局阿蘇大津支局にご連絡・ご相談ください。

子どもから高齢者まで一人ひとりの人権・命が大切にされる社会をめざして、微力ながら活動したいと思います。

くらしを支える 基礎年金

障害基礎年金・遺族基礎年金

健康づくり推進課 国保年金班(西合志庁舎)
☎(242) 1183
熊本西年金事務所 ☎(353) 0142

国民年金は、65歳からの老齢基礎年金のほか、不測の事態に備えた障害基礎年金と遺族基礎年金があります。

障害基礎年金

国民年金加入中の病気やケガで障がい状態になったときに支給されます。

平成24年度年金額
983,100円(1級)
786,500円(2級)
※子どもの人数によって加算があります。

子ども1人 226,300円
3人目以降 75,400円

遺族基礎年金

国民年金の加入者が亡くなったとき、その人によって生計を維持されていた「子のある妻」や「子」に支給されます。

平成24年度年金額
1,012,800円
(子が1人いる妻の場合)

年金受給の要件

障がいや死亡といった事故が発生するまでの公的年金の加入期間の3分の2以上の期間において、保険料が納付または免除されていること、もしくは、初診日または死亡した日の属する月の前々月までの1年間に未納がないことが必要です。

※妻に支給される場合は、子ども的人数によって加算があります。
※子どもが18歳到達年度の末日まで支給されます。

保険料は納付期限を守ってきちんと納めましょう。また、保険料の支払いが困難なときは、免除制度を利用しましょう。

・会社員や公務員であるときの障がいや死亡の場合には、厚生年金や共済年金からも支給されます。